

## 新生児応援特別定額給付金

### 01 新生児ひとりにつき 10 万円を支給します

コロナ禍における子育てに係る負担軽減のため、新生児ひとり（令和3年度誕生）につき10万円を支給します。対象となる人へは申請書類等を郵送します。



市外からの転入により住民登録をした新生児は対象外です。

#### ▶対象者（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子で、出生時において大牟田市に住民登録しており、本給付金の申請日まで、継続して大牟田市民であること
- ② 新生児の母親が新生児の出生時において、大牟田市の住民基本台帳に記録されており、本給付金の申請日まで引き続き住民登録を継続していること
- ③ 他市区町村で同様の給付金（新生児、妊婦への給付金など）を受給していないこと

#### ▶申請について

- ① 給付申請の該当者へ申請書類等を郵送します（基本的には出生届の届出翌月中旬）。
- ② 申請書を記入し、必要書類を添えて市民生活課へ郵送してください。
- ③ 給付決定後に、指定の口座に振り込みます（申請から給付金の振り込みまで約1か月程度を予定しています）。

#### ▶申請期間 令和3年7月1日(木)～令和4年6月30日(木)(当日消印有効)

■問合せ 市民生活課 ☎41-2601

### 02 新型コロナに係る傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が令和3年9月30日まで延長されました。詳しくは保険年金課へ尋ねてください。

■問合せ 保険年金課 国民健康保険担当(☎41-2606) 後期高齢者医療担当(☎41-2665)

### 03 新型コロナの長期化により生活が困窮している世帯へ

新型コロナの長期化による生活困窮世帯に対する支援策として、「**新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**」が支給されます。

▶対象 社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終わった世帯など

#### ▶支給月額・期間

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円 最大3か月支給  
※支給には必要書類や収入要件などに基づく審査があります。

▶申請締切 8月31日(火)まで

❗ 支給対象となる可能性がある世帯へ市より通知を送りますので、必要書類を添付して申請をお願いします。

●7月1日(木)より電話相談を受けます。

■予約・問合せ 自立支援金コールセンター 050-3000-7979

受付時間：午前9：00～午後5：00（土・日、祝日を除く）

コロナ禍における女性支援

# 04 相談受付と生理用品の無償配布を行います

経済的理由などさまざまな不安や悩みを抱えている女性の生活と健康を支援します。相談はすべての世代の女性を受け付けています。



- ▶ **配布対象者** 経済的な理由などで生理用品を十分に用意することが難しい市内に住んでいる人  
※市内の学校(小・中・特別支援学校、高等学校、高等専門学校、大学)に通学している人は、各学校で配布します(配布数1,000袋)。詳しくは学校へ問い合わせてください。
- ▶ **配布開始日** 令和3年7月1日(木) ※在庫がなくなり次第終了します。
- ▶ **配布先と相談窓口** ※受付日時 月～金(祝祭日を除く) 9:00～17:00 / 配布数は500袋(1人につき1袋)

配布・相談窓口	相談内容	対応など
男女共同参画センター (中央地区公民館1階) ☎43-1012 (相談専用)	DV相談、女性相談など	相談を希望する人は、事前に電話で予約してください。正面入口のインターホンを鳴らしてください
子ども家庭課 (市役所本庁1階 中央階段横会議室) ☎41-2661	ひとり親家庭の相談、子育て相談など	児童扶養手当証書などをお持ちの方は窓口で提示してください(父子家庭も可)
大牟田市社会福祉協議会 (総合福祉センター2階) ☎32-8851 (相談専用)	生活支援相談など	相談を希望する人は、事前に電話で予約してください

- ▶ **配布方法**
  - 配布の際にアンケート(個人情報なし)の記入をお願いします
  - 生理用ナプキン1袋(22個入り)と相談窓口の案内を紙袋に入れてお渡しします
  - できるだけ女性職員で対応します



■ 問合せ 人権・同和・男女共同参画課 ☎41-2611

新型コロナ長期化による支援

# 05 「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を支給します

- ▶ **対象者**
  - ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当(特児)を受給している人で、令和3年度の住民税均等割が非課税の人(未申告の人は申告後、非課税であれば対象)
  - ② ①のほか、対象児童(平成15年4月2日以降に生まれた子(特児受給の子については、平成13年4月2日以降に生まれた子))の養育者であって、以下のいずれかに該当する人
    - ・令和3年度住民税均等割が非課税の人
    - ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の人と同様の事情にあると認められる人

※令和3年4月以降  
令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

- ▶ **申請について**
  - ①の人 … 申請不要(対象の人へ6月下旬に案内通知を送付しています)
  - ②の人 … 申請必要(詳細については、決まり次第ホームページ等に掲載しますので、確認してください)

※必要書類は、対象者の状況等により異なります。詳しくは、市ホームページまたは、子ども家庭課へお問い合わせください。



←ホームページはこちらから

- ▶ **支給額** 児童一人あたり5万円
- ▶ **支給時期** ①の人 … 7月中旬支給予定 ②の人 … 申請時期に応じ、随時支給予定
- 問合せ 厚生労働省 コールセンター(☎0120-811-166) 子ども家庭課子育て支援担当(☎41-2661)